

「フランス観光開発機構」美食ジャーナリズム賞

【日本語訳】

序文

美食を観光促進政策の柱に据えるフランス政府は、フランス観光開発機構（Atout France）に、2018年に特別行動プランを実施するよう要請した。そのため、フランス観光開発機構では、フランスの美食への理解を深め、より広くフランスの美食について知ってもらうために、ジャーナリズム賞を創設する。フランス料理に興味を持つジャーナリストや作家を対象にした賞である。

「賞」規定

第1条 主催者

商業利益団体フランス観光開発機構（Atout France）（パリ商業・会社登記簿登録番号 340 709 211、本社所在地：79/81 rue de Clichy – 75009 Paris）が、美食ジャーナリズム賞（以下「賞」という）を主催する。

第2条

2.1. 「賞」は、フランスの料理界についての理解を深め、優れた知識を与えることに寄与する（とりわけ外国の出版サービスにおける）紙媒体やインターネット上に公表された記事の単独執筆者あるいは共同執筆者で、フランスの国籍を有しない者に与えられる。

対象となるのは、2017年9月1日から2018年11月15日までの間に発表され、本規定の序文に述べられた「賞」の精神と本規定に定められた「賞」の基準に適合した記事である。

記事は、応募者の言語にて書かれ、フランスの国外の外国メディア上で発表されたものでなければならない。

フランスのメディアに掲載された記事の翻訳ものは除外される。

単発記事でも、連載記事でも、特集でも構わない。

2.2 審査委員団のメンバー、その家族、審査委員団のメンバーが務める組織や団体に所属する者、「賞」の企画、実現、実施、管理に直接的間接的に携わる者、特にフランス観光開発機構の職員、その関係法律組織、サービス提供者とその家族は、「賞」に応募できない。

第3条 賞金

「賞」の賞金は以下の通り。

- － 一等賞の賞金は五千€ (5.000€)。
- － 二等賞と三等賞の賞金は、それぞれ、二千五百€ (2.500€)。

賞金は、銀行送金によって支払われる。

第4条 応募

4.1. 「賞」への応募に必要な手続きは以下の通り：

- － 応募フォームに必要事項を記入する。
- － 少なくとも1つの記事、最大で3つの記事を送る。

応募できるのは、記事の執筆者、あるいは共同執筆者であるジャーナリスト。

第三者の書いた記事を推薦することもできる。その場合は、次のインターネット上でダウンロードできる専用フォームに必要事項を記入のこと：www.atout-france.fr【日本語翻訳付のフォームは <http://jp.media.france.fr/ja/node/7294> に掲載】。それを受け、フランス観光開発機構が、記事の執筆者に連絡を取り、本規定に定める条件で「賞」に応募するよう提案する。

4.2. 応募は、2018年11月15日フランス時間深夜零時まで、フランス観光開発機構の次のメール・アドレスへ送付されなければならない：concours-gastronomie@atout-france.fr。

紙媒体に発表された記事は、スキャナーで読み取り（明瞭さに注意）、PDFファイルで、登録フォームと一緒に、電子メールで送信する。インターネット上に発表された記事も、PDFファイルで同様の条件で送信する。記事のURLは、登録フォームに記載されなければならない。

4.3. フランス観光開発機構は、「賞」の公正さに反するあらゆる参加を除外できる権利を有する。

以下の場合、応募を認めない。

- － 応募フォームの不備、とりわけ必須項目に記入漏れがあった場合。
- － 2018年11月15日パリ時間の深夜零時以降に応募があった場合。
- － 著作権規則に違反があった場合。
- － 不完全、不正確、他人の権利侵害、あるいは本規定に反する形で身元や住所が記載された場合。
- － 本規定の4.1.の条項に関する情報や要素が記載されていない場合。
- － 本規定に定められた手続きを遵守しない応募の場合。

4.4. 「賞」への応募は、本規定のすべての条項、およびフランスの法律や規則を了承したものとみなされる。

4.5. 応募は無料である。

第5条 審査委員団

予選審査委員団と本審査委員団が、「賞」の受賞者を決めるために組織される。

審査委員団の会合は、非公開で開催される。審査委員団の決定は多数決で行われ、多数決で決まらない場合は、審査委員長が最終決定権を有す。

第6条 受賞選考

応募締め切り後、予選審査委員団は、最も優れていると判断された記事を最大で5つまで選ぶ。

ノミネートされた5人の応募者・記事執筆者は、審査委員団によって、料理高等学校エコール・フェランディ（28 Rue de l'Abbé Grégoire, 75006）での授賞式に招待される。

連絡は、郵便あるいは電子メール、場合によっては電話にて行われ、応募者は、ノミネートされたことを伝えられてから十日（10日）以内に、授賞式に出席し、本規定の第8条と9条に規定された著作権と肖像権に関する条件に同意することを明らかにしなければならない。参加できない、あるいは辞退する場合は、審査委員団が代替りの応募者を選ぶ。

本選審査委員団は、各カテゴリーにノミネートされた応募者の中から、カテゴリーごとに1人の優勝者を決める。「賞」は1人にしか授与されない。

各カテゴリーの優勝者は、授賞式場で発表される。

複数の執筆者が一つの記事に関係していた場合は、共同で「賞」を受賞する。その場合は、ノミネートされた執筆者が、授賞式への出席確認の際に、フランス観光開発機構に対し、記事の共同執筆者の身元を知らせるものとする。

第7条 許可

応募者は、フランス観光開発機構が、応募者の身元、住所、権利について必要な調査を行うことを許可する。虚偽の申告があれば、いかなる場合も自動的に応募は取り消される。

第8条 ノミネートされた応募者の肖像権

ノミネートされた応募者は、授賞式の際に写真と動画を撮影される。

ノミネートされた応募者は、自分の氏名、居住都市名、「賞」の授賞式の時に撮影された写真や動画が、非営利目的で、空や海も含む世界すべての場所において、「賞」のインターネット・サイト、SNS (Twitter や Google+, Facebook, Instagram, Weibo, Youtube, Wechat, VK, OK)、フランス観光開発機構のあらゆる出版物、そして「賞」の広報媒体、さらにはフランスの美食を PR するあらゆる広報媒体で、2018 年 11 月 18 日から起算して 5 年間、無料で使用されることを許可する。

第 9 条 ノミネートされた記事の利用

ノミネートが有効となるためには、ノミネートされた応募者は、フランス観光開発機構が以下の条件で記事を利用することを、無料で許可しなければならない。

- 非営利で
- 独占ではなく
- 全部あるいは部分的に
- 以下の方法と媒体において
 - フランス観光開発機構による「賞」についてのインターネットサイト、またフランス観光開発機構の一般向けサイト France.fr (各国版含む)への掲載。
 - 「賞」とその宣伝のための SNS への投稿 : Twitter や Google+, Facebook, Instagram, Weibo, Youtube, Wechat, VK ,OK
 - さらに、「賞」と、ひいてはフランスの美食の宣伝活動やイベント、そのあらゆる広報媒体への掲載。
- 空と海を含む世界中で。
- 2018 年 11 月 15 日から起算して五年間 (5 年間) の期間。

第 10 条 保証

「賞」の応募者は、自分が提出した記事の唯一の執筆者でなければならない。共同執筆の場合は、応募者は、「賞」に応募することについて、当該記事の他のすべて共同執筆者の同意を得なければならない。

第 11 条 個人情報

「賞」の枠内で、フランス観光開発機構は、応募書類の中で本人の同意を得て、応募者の個人情報を取得する。「賞」の枠内での個人情報の保護についてのフランス観光開発機構の責務を下記に具体的に記す。

11.1. 個人情報の取扱いについての責任

個人譲歩の取扱いの責任者は、パリ商業・会社登記簿登録番号 340 709 211、経済利益団体フランス観光開発機構 Atout France (本部 : 79/81 rue de Clichy – 75009 Paris) である。

11.2. 情報管理責任者

情報管理責任者は、フランス観光開発機構の代表者である。

応募者は、個人情報について、次のアドレスに問い合わせることができる：

contact.rgpd@atout-france.fr.

11.3. 個人情報のカテゴリー

取得される個人情報は、個人を特定するための情報、すなわち応募者が、フランス観光開発機構に応募フォームを送ることで提供する情報（氏名、性別、住所、電子メールアドレス、電話番号）である。

11.4. 個人情報取扱いの目的

個人情報を取扱う目的は以下の通り。

- － 「賞」の予選のための記事執筆者の特定
- － 「賞」の予選のための記事推薦者の特定
- － 応募者が、本規約の応募条件を満たしていることの確認
- － 「賞」およびノミネートされた応募者、さらにはフランス料理全般の広報宣伝。

11.5. 取扱いの法的基礎

取扱いは、「賞」の応募者の同意にもとづく。同意は、応募フォームの中で行われる。

11.6. 個人情報の受取人

個人情報の受取人は以下の通り。

- － 「賞」の実施を担当するフランス観光開発機構の職員やフランス観光開発機構の事務所と外国支部の職員、必要があれば、その使命を実現するために参加し、下請けやサービス提供者として（あくまで必要な場合に限り）取り扱いに関与することになったフランス観光開発機構の下請けやサービス提供者。その場合は、EU 一般データ保護規則で下請けに適用される現行規則の順守のもとに行われる。
- － 「賞」の審査委員団のメンバー

11.7. 個人情報の第三者への提供

応募者は、取扱い責任者が、必要があれば、ヨーロッパ委員会によって下された妥当な判断に基づいて個人情報を第三国あるいは国際組織へ提供できることを通知される。妥当な判断に基づかない第三国あるいは国際機関への提供は、適切な保証が行われ、当該応募者が、現行法規の条件のもと、対抗する権利と不服申し立ての権利を有する場合においてのみ行われる。

11.8. 個人情報保存期間

「賞」への応募、および/あるいは、「賞」の予選のための記事の推薦への応募に必要と

される個人情報は、「賞」の授与後遅くとも1か月以内に破棄される。あるいは応募者がもはや「賞」への参加を望まない、あるいは個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はその直後に破棄される：
contact.rgpd@atout-france.fr

「賞」及び「賞」にノミネートされた応募者、ひいてはフランスの美食に関する広報宣伝に必要な「賞」にノミネートされた五人（5人）の個人情報は、賞」の終了後五年間（5年間）保存される。それ以前に、ノミネートされた者がもはや「賞」への参加や個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はこの限りではない：contact.rgpd@atout-france.fr

ノミネートされなかった応募者の次回開催の「賞」への招待のために必要な個人情報は、「賞」の授与後二年間（2年間）保存される。それ以前に、応募者がもはや「賞」への参加や個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はこの限りではない：contact.rgpd@atout-france.fr

11.9. 取扱い責任者に対して行使しうる応募者の権利

応募者は、本人がメール・アドレス contact.rgpd@atout-france.fr 宛てに要請することで、（上記に示された）取扱い責任者に、以下のことを要請、あるいは通知出来る：

- － 自分の個人情報とその情報源に関するあらゆる情報へのアクセス
- － 当該情報の修正あるいは削除
- － 自分の個人情報の取扱い制限
- － 自分の個人情報取扱いに対する異議
- － いついかなる時でも自分の個人情報のマーケットリサーチやプロファイリング目的の取扱いに対する異議
- － 個人情報のデータポータビリティ
- － いついかなる時でも自分の個人情報の取扱いの同意の取下げ（当該同意の取下げ以前に行使された同意に基づく取扱いの合法性は侵害しない）。

必要な限りにおいて、応募者による自分の個人情報の取り消し、および/あるいは自分の個人情報の取扱い制限、および/あるいは（上記の規定に従った）自分の個人情報の取扱いへの同意の取下げの権利行使は、当該応募者の「賞」への参加が不可能となる可能性があることを明記する。このような場合、応募者による上記権利の行使は、「賞」への応募者とはもはやみなされえないからである。

11.10. 情報処理と自由に関する国会委員会への異議申し立て

応募者は、監督機関（情報処理と自由に関する国会委員会 CNIL : 3 Place de Fontenoy - TSA 80715 - 75334 Paris 07）に異議申し立てを行う権利があることを通知される。

ヨーロッパ連合加盟国出身の応募者は、自国の個人情報保護機関へ異議申し立てを行う

権利を有する。

11.11. 個人情報の事後使用の場合

個人情報が取得された本来の目的および上記の目的と異なる目的で個人情報の事後取扱いが行われる場合、(上記の) 取扱い責任者は、事前に、当該応募者に、その異なる目的とそのため適切な法律上の情報を提供しなければならない。

第 12 条 ロゴとマーク

フランス観光開発機構およびフランス観光開発機構がライセンスやその他の使用許可を持つあらゆる法人のマークやロゴや印の許可のない複製は、刑事処罰の対象となりうる偽造となる。

第 13 条 責任

13.1. フランス観光開発機構の責任は、実質的かつ正式に獲得された賞金の支給であり、それ以上の責任は一切負わない。

13.2. フランス観光開発機構は、不可抗力により、「賞」が変更されたり、延期されたり、延長されたり、短縮されたり、中止となったりしても、その責任を負わない。

13.3. フランス観光開発機構は、あらゆる場合において、「賞」の期間を延長し、発表された日程を先送りする権利を留保する。

13.4. フランス観光開発機構は、どんな形であれ不正が行われたことが発覚した場合には、「賞」の全部あるいは一部を取り止めにすることができる。その場合、不正を行った者へ賞金を支払わない権利、および/あるいは、不正を行った者を管轄の裁判所へ訴える権利を留保する。

第 14 条 適用される法律と裁判所

本規定は、フランスの法律にのみ準拠する。

異議や苦情がある場合は、どんな理由であれ、「賞」の締切から二か月（2 か月）以内に（消印有効）、フランス観光開発機構に申し立てること。

「賞」をきっかけに発生し、示談では解決できないであろうあらゆる係争は、管轄の裁判所に提訴される。

第 15 条 規則の変更

フランス観光開発機構は、本規則を変更する権利を留保する。その場合、変更する理由の正当性を証明する義務も、変更に関する責任も負わない。

各変更は、www.atout-france.fr のサイト上で告知され、サイトへの掲載と同時に変更は効力を発する。すべての応募者は、「賞」への参加という事実により、当該変更が効力を発した日をもって変更を了承したとみなされる。

第 16 条 規則の閲覧

規則は www.atout-france.fr のサイトで閲覧できる。

2018 年 9 月 17 日版【日本語訳版】